

「宮城県土砂災害警戒情報」の提供について

宮城県と仙台管区气象台は、平成19年8月31日より「宮城県土砂災害警戒情報」の提供を開始します。

《土砂災害警戒情報の目的》

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する新たな防災情報です。

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として発表します。なお、仙台市、大崎市、栗原市および大和町の4市町については、同一市町内において気候特性が大きく異なることから仙台市西部、仙台市東部、大崎市西部、大崎市東部、栗原市西部、栗原市東部、大和町西部、大和町東部に分割して発表することとします。（全36市町村・40区分）

《土砂災害警戒情報の内容》

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです。文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位等で記述すると共に、今後3時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文を記述します。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示します。また、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向、速さ等を表示します。（別紙 図1参照）

《土砂災害警戒情報の伝達》

气象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより県総務部危機対策課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達します。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達され、自主避難等にも活用していただきます。

県総務部危機対策課は、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達します。（別紙 図2参照）

《土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意事項》

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨の予測に基づいて判定し、市町村程度のエリア情報として提供するものであり、災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではありません。

対象とする土砂災害は、降雨に起因して集中的に発生する急傾斜地（人工斜面を除く）の崩壊や土石流です。技術的に予知・予測が困難な地すべり、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地震による崩壊、融雪による崩壊等については発表対象としていないことに留意して下さい。

問い合わせ 宮城県土木部防災砂防課
TEL 022-211-3232
仙台管区气象台技術部予報課
TEL 022-297-8252

